

## 広島市職員対応要領策定スケジュール

平成28年2月12日 広島市障害者差別解消庁内連絡会議の会員（各局等庶務担当課長、障害福祉関係課長等）に意見照会

平成28年2月15日 広島市障害者施策推進協議会の委員に意見照会

平成28年2月中旬 障害者関係団体に意見照会

（障害者差別解消法第10条第2項）

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

平成28年3月11日 回答の締切

平成28年3月中旬 副市長、市長説明

平成28年3月下旬 公表

（障害者差別解消法第10条第3項）

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

平成28年3月下旬～ 職員を対象とした研修会の開催